

公害補償システム・大気汚染医療
費助成システム開発委託に関する
プロポーザル公募要項



令和7年6月

東京都北区

公害補償・大気汚染医療費助成システム開発委託に関するプロポーザル公募要項

1. 件 名

公害補償・大気汚染医療費助成システム開発委託

2. 目 的

現在、公害保健関連業務については、国の制度による公害に起因する健康被害を受けた被認定者への補償および東京都事業による大気汚染医療費助成にかかる北区管内の医療券交付者のシステム管理を実施している。

上記業務を取り扱う現行システムの令和7年度でのサポート終了にともない、新たなシステムを導入する必要があることから、必要な機能を満たす「公害補償システム及び大気汚染障害者認定システム（以下「本システム」という。）」を新たに導入・開発し、公害補償事務及び大気汚染医療費助成事務の効率化を図ることにより、安定的な区民サービスの提供を図る。

3. 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

4. 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 予定価格と最低制限価格の設定の有無

予定価格：4,772,860円（税込）

最低制限価格：設置しない

※なお、予定価格を上回る場合は、審査の対象とならない。

6. 参加資格

参加表明書（様式1）の提出期限現在において、以下の要件を全て満たしていること。なお、プロポーザル方式への参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合、又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

- （1）対象業務における北区での競争入札参加資格を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- （3）東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- （4）役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。
- （5）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない

者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団若しくはその構成員又は、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下になく、事実上の運営に影響が及んでいないこと。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）

なお、上記（１）～（６）に関わらず、対象業務において北区競争入札参加資格を有する者が複数いない場合又は北区競争入札参加資格者がいない場合において、北区競争入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるときは、審査委員会で定めた資格審査書類の提出をもって当該対象業務における参加資格を有するものとすることができる。

7. 開発提案書の審査基準及び評価方法

(1) 審査基準

別紙 2「公害補償・大気汚染医療費助成システム開発委託に関するプロポーザル審査基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

開発提案書の提出者全てに対して、書類審査を行う。開発提案内容、業務履行の体制、事業者の実績、提案価格等を評価し、第二次審査対象者を 3 事業者程度に選定する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査で選定された提案者から開発内容のプレゼンテーション（15 分以内）及び質疑応答（15 分程度）を受け、開発の視点、開発作威力、開発実行力、開発表現力、実施体制・積極性等を基準に評価し、事業意図に沿った有効な提案であるかを審査し、審査委員会の合議によって本業務委託に最適と思われる事業者及び次席を選定する。

なお、プレゼンテーション審査においては、プレゼンテーション用資料の提出を認める。

(4) その他

応募者が 1 事業者のみであった場合も、同様に第一次審査を行い、当該事業者が第二次審査を受けるに相当と判断された場合は、第二次審査を行う。

8. プロポーザル参加表明

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分を含む）
- ウ 事業者概要（様式 2）
- エ 会社の概要がわかるパンフレット等

9. 提案書等提出

(1) 提出書類

各書類はクリップ留めで提出すること。

- ア 提案書鏡文（様式 3・法人名等の記載、押印）
- イ 受託業務実績表（様式 4）

ウ 実施体制表（様式５）

エ 開発提案書（様式６）

※提案書の提出者が特定できるような記載は避けること。

オ 業務工程表（様式７）

カ 価格提案書（様式８）

キ 見積書（表紙を除き、法人名、押印のないもの）

※提案内容を反映させた作業項目ごとに分けて人件費等を積算し提出すること。

※見積書の内訳につき、本業務の合計額についての税抜額及び消費税額を別々に記載し、その合計を税込額として明記すること。

ク 運用・保守提案書（費用含む）（様式９）

10. 参加表明書並びに提案書の提出期限、提出場所及び方法

（１）提出期限

① 参加表明書：令和７年７月４日（金）１７時

② 提案書：令和７年７月１８日（金）１７時

（２）提出場所：北区健康部健康政策課公害保健係

（３）提出方法：「15. 問い合わせ先」記載アドレス宛に電子メール

11. 審査結果の通知

（１）第一次審査

第一次審査の結果は、令和７年８月上旬に提案書の提出者全てに書面により通知する。

第二次審査対象者に対しては、第二次審査に関する詳細をあわせて通知する。

（２）第二次審査

①第二次審査の結果は、審査委員会で決定した契約交渉順位第１位及び第２位の提案書の提出者に対して、書面により通知する。

②契約交渉順位が第２位までに入らなかった者に対しては、提案書の審査結果について理由を付し書面により通知する。

③上記②の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して７日（東京都北区の休日定める条例（平成元年３月東京都北区条例第１号）第１条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、所管課長に対して説明を求めることができる。

④所管課長は、上記③の規定により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

⑤上記④の回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した翌日から起算して１０日（休日を除く。）以内に、区長に対して不服を申し立てることができる。

12. 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール



13. その他の留意事項

- (1) 参加表明書又は提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- (2) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用の全ては、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び提案書は、本業務委託候補者の選定以外、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提案書には提出者名を記入しない。
- (6) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- (7) 提出された提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため委託契約締結後、公表することがある。
- (8) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (9) 参加表明書の提出後、応募の辞退をする場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式10)を提出すること。
- (10) 提案書の作成のために北区より受領した資料は、北区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (11) 電子メール等の通信事故については、北区はいかなる責務も負わない。
- (12) 第二次審査のプレゼンテーションは、説明者を含め最大3名までとする。
- (13) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。
- (14) 受託者は、別紙3「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守すること。また、本業務の履行中に知り得た事項を北区の許可なく公表し、または利用してはならない。
- (15) 当該業務に関連する法令(労働基準関係法令等)について遵守すること。

14. 公募要項に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- (1) 提出期間：令和7年6月20日(金)～6月27日(金)17時
- (2) 提出先：問い合わせ先メールアドレス
- (3) 提出方法：電子メール(件名を【北区公害補償システム及び大気汚染医療費助成システム開発委託に関する質問(法人名等)】とすること)
- (4) 回答方法：令和7年7月10日(木)までに電子メールにて回答する。

15. 問い合わせ先

〒114-8508

東京都北区王子 1-15-22

<担当部署>

東京都北区 健康部 健康政策課 公害保健係

※窓口対応時間は、土日祝日を除く 8時30分から17時15分まで

担当者：池田、中野

電話：03-3908-9019 FAX：03-3908-5340

メールアドレス：kougaihoken@city.kita.lg.jp